

.....

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

消防救急無線や防災行政無線は、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信システムであり、先の新潟・福島豪雨災害時において、住民の避難にあたって、重要な役割を果たしている。

また、消防救急無線や防災行政無線は、代替手段のない行政が自前で整備せざるを得ない無線通信システムである。このようなことから、消防救急無線や防災行政無線の電波利用料の適用除外とすべきである考える。

氏名 [REDACTED]
住所 富山県永見市 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]